

シンガポール

意匠規則

2017年S574により改正

2017年10月30日施行

2018年12月26日版

目次

第 I 部 序

規則 1 引用

規則 2 定義

規則 3 手数料

規則 3A 書類の提出

規則 4 様式

規則 4A 書類のサイズ

規則 4AA 実施指針

規則 5 書類への署名

規則 6 書類の送達

規則 7 送達宛先

規則 8 代理人

第 II 部 意匠の登録

第 1 節 意匠の登録可能性

規則 9 登録から除外される意匠

規則 10 紋章等で構成される意匠の登録

規則 11 現存者又は最近の死亡者

規則 12 意匠の産業上の利用

第 2 節 登録出願

規則 13 意匠登録出願

規則 14 意匠の表示

規則 15 新規性の陳述

規則 16 意匠法第 5 条(3)に基づく所定の場合

規則 17 意匠の開示に関する陳述

規則 18 他の物品等に関する先の意匠登録に関する陳述

規則 19 優先権の主張

規則 20 見本

規則 21 見本

規則 22 1 の出願における複数の意匠

規則 23 出願の取下

- 規則 24 出願の補正
- 規則 25 出願, 権利又は事物の回復

第 3 節 雑則

- 規則 26 分類
- 規則 27 方式要件
- 規則 28 登録の通知の公告
- 規則 29 防衛目的で関連する意匠
- 規則 28A 公告の延期
- 規則 29 防衛目的で関連する意匠
- 規則 30 情報及び書類の閲覧

第 III 部 登録簿

- 規則 31 登録意匠の詳細の登録簿への記入
- 規則 32 証明書及び謄本
- 規則 32A 登録官による証明書一般
- 規則 33 登録簿の訂正

第 IV 部 意匠登録期間の延長

- 規則 34 登録期間の延長の通知
- 規則 35 登録期間
- 規則 35A 不遵守の通知
- 規則 35B 登録意匠の登録簿からの削除
- 規則 35C 登録の回復

第 V 部 登録可能な取引

- 規則 36 登録簿に記入すべき取引の詳細
- 規則 37 取引の詳細の登録申請

第 VI 部 意匠登録の放棄及び取消

- 規則 39 登録放棄の通知
- 規則 40 取消の申請
- 規則 41 反対陳述書
- 規則 42 申請を裏付ける証拠
- 規則 43 反対陳述書を裏付ける証拠
- 規則 44 登録を裏付ける証拠
- 規則 45 更なる証拠
- 規則 46 その後の手続に対する指示
- 規則 47 証拠物件
- 規則 47A 聴聞前審理
- 規則 48 取消の聴聞

- 規則 49 決定の通知
- 規則 49A 取消手続における期間の延長
- 規則 49B 争がなかった取消の場合の費用
- 規則 49C 第三者による参加
- 規則 50 裁判所への付託
- 規則 51 裁判所に対する申請の登録官への送達

第 VII 部 証拠及び手続

- 規則 52 登録官の自由裁量権
- 規則 52A 聴聞の請求
- 規則 53 登録官による聴聞は公開する
- 規則 54 登録官に対する手続における証拠
- 規則 55 誓約書
- 規則 56 宣言を執行する公務員の印章の届出

第 VIIA 部 費用

- 規則 56A 費用の申請
- 規則 56B 費用の算定
- 規則 56C 算定手続
- 規則 56D 費用の額
- 規則 56E 証明書

第 VIII 部 期間の延長

- 規則 57 期間の延長請求
- 規則 58 登録局を原因とする期間の不遵守

第 VIIIA 部 電子オンラインシステム

- 規則 58A 電子オンラインシステムの設置
- 規則 58F 電子出願をする者の義務
- 規則 58G 署名されるべき、宣誓して作成されるべき等の書類
- 規則 58H サービス部門

第 IX 部 雑則

- 規則 59 就業時間及び非就業日
- 規則 60 郵便業務等の中断の場合の期間の延長
- 規則 60A 事件管理会議
- 規則 60B 書類、情報又は証拠を要求する登録官の権限
- 規則 60D 裁判所への申請
- 規則 61 書類の刊行及び販売
- 規則 62 裁判所の命令及び効力証明書
- 規則 63 費用の担保

規則 64 翻字及び翻訳
規則 65 誤りの訂正
規則 65A 不備
規則 66 名称又は住所の変更申請
規則 66A 意匠公報

第 X 部 経過規定

規則 68 情報に対する権利

附則 1 手数料(省略)

附則 2 様式の説明(省略)

附則 4 費用の額(省略)

第I部 序

規則1 引用

本規則は、意匠規則として引用することができる。

規則2 定義

(1) 本規則では、文脈上他に要求されない限り、

「分類」とは、規則26に基づいて登録官が発出する実施指針に従う、意匠の適用を意図する又は意匠が登録される物品、非物理的製品又は物品及び非物理的製品の組物の分類をいう。

「意匠公報」とは、規則66Aに基づいて当該名称により発行される公報をいう。

「電子オンラインシステム」とは、規則58Aに基づいて設置された電子オンラインシステムをいう。

「新規性の陳述」とは、規則15に基づいて行う陳述をいう。

「織物」とは、繊維製若しくは合成樹脂製の反物、ハンカチーフ、ショール又は登録官が随時決定する類似の性質を有するその他の類の物品をいい、これについて求められる保護は、模様及び装飾の特徴のみに限定される。

(2) この部の適用上、

(a) 関連意匠に関する「最初の登録期間」、

(b) 「関連意匠」、

(c) 「連合王国法」、及び

(d) 「連合王国登録簿」、

とは、意匠法附則の第1項においてこれらの表現に与えられた意味を有する。

(3) 文脈上他に要求されない限り、「月」という語は、登録官の発する決定、指示又はその他の書類において用いられる場合は、暦月をいう。

(4) 本規則又は登録官が発する決定、指示若しくはその他の書類により何らかの行為を行うために定められる期間は、(5)、(6)及び(7)に従って計算する。

(5) 当該行為を特定日から又は特定日後の特定期間内に行うことを要する場合は、その特定期間は、特定日の直後に開始する。

(6) 当該行為を特定日前の特定期間内又はこれより前に行うことを要する場合は、その特定期間は、特定日の直前に終了する。

(7) 当該行為を特定日の前又は後の特定の正味日数内に行うことを要する場合は、少なくともその日数が行為を行う日と特定日の間になければならない。

規則3 手数料

(1) 附則1に定める手数料は、当該附則に定める事項に関して、登録官に納付すべきものとする。

(2) 本規則に別段の規定がある場合又は登録官が別段の許可若しくは指示をする場合を除き、次の通りとする。

(a) 手数料が何らかの事項に関して附則1に指定されている場合は、当該事項に対応する様式の提出と同時に手数料を納付しなければならない、かつ、

(b) 手数料が納付されない場合は、その様式は提出されたものとして扱われない。

(3) 登録官が別段の許可又は指示をする場合を除き、規則 58A(2) (a)にいう行為に関する手数料の納付は、当該行為が電子オンラインシステムを使用して実行された場合は、当該システムにより指定された納付方法を使用して行わなければならない。

規則 3A 書類の提出

- (1) 登録官は、電子オンラインシステムを使用することなく登録局に提出された書類であって、意匠法を遵守していないものの受理又は処理を拒絶することができる。
- (2) 登録局に提出されたすべての書類は、
 - (a) 英語でなければならない、又は
 - (b) その書類が英語でない場合は、その書類の英語翻訳文を添付しなければならない。
- (3) 登録局に提出されたすべての書類は、
 - (a) 耐久性のある用紙を用いて提出されていなければならない、かつ
 - (b) 読み取れ、かつ、恒久性のあるように記載されていなければならない。
- (4) 登録官が(2)又は(3)を遵守していない書類を受理しない場合は、登録官は、書類が(2)又は場合により(3)を遵守していないことを記載した通知を出願人に与える。
- (5) 登録局に提出された書類が写しである場合は、登録官は、
 - (a) その書類の受理又は処理をするか否かを決定し、
 - (b) 原本を登録局に提出するよう要求することができる。
- (6) 登録官は、電子オンラインシステムを使用して提出された書類のハードコピーの提出を要求することができる。

規則 4 様式

- (1) 登録官は、意匠登録に関する何らかの目的又は意匠法に基づく登録官に対する何らかの他の手続について使用すべき様式を、庁のインターネット・ウェブサイト <http://www.ipos.gov.sg> に公表する。
- (2) 何れの様式も、次の目的で、登録官の指示により変更することができる。
 - (a) 意図された場合以外の場合に使用するため、又は
 - (b) 電子オンラインシステムの手段により取引を行うため
- (3) 本規則における番号を付された様式への言及は、対応する番号を付した様式の現行版であって、附則 2 に規定のものへの言及として解釈する。
- (4) 意匠法第 11 条、第 14 条(1)、第 15 条(1)、第 27 条(5)、第 28 条(1)及び第 35 条(2)を含めて意匠法にいう事項は、登録官に提出され、行われ若しくは与えられなければならない又は実施指針の発出により登録官が指定することができる手段により効果的かつ効率的になされるものとする。

規則 4A 書類のサイズ

登録官が与える指示に従うことを条件として、登録官に引き渡す、送付する、提出する又は送達することを意匠法により要求され又は許可されるすべての様式、通知書及びその他の書類は、電子オンラインシステムの手段による以外は、A4 サイズの用紙を使用して、引き渡し、送付し、提出し又は送達する。

規則 4AA 実施指針

意匠法又は本規則に基づいて登録官が発出するすべての実施指針は、庁のインターネット・ウェブサイト <http://www.ipos.gov.sg> において登録官が公表する。

規則 5 書類への署名

(1) パートナーシップのために又はこれを代表して署名する書類には、すべてのパートナーの名称を完全に記載し、次の者が署名する。

- (a) パートナー全員
- (b) パートナーシップを代表して署名すると陳述するパートナー、又は
- (c) パートナーシップを代表してその書類に署名する権限があると登録官を納得させるその他の者

(2) 法人のために又はこれを代表して署名する書類には、その法人の取締役、秘書役若しくはその他の役員又はその法人を代表してその書類に署名する権限があると登録官を納得させるその他の者が署名する。

(3) 法人化されていない団体又は社団が又はこれを代表して、署名する書類には、そのように署名する資格があると登録官が認める者が署名することができる。

規則 6 書類の送達

(1) 意匠法又は本規則により、何らかの書類を登録官又は登録局に引き渡し又は送付し、提出し又は送達することが許可又は要求される場合は、その引渡、送付、提出又は送達は、次の方法により登録官又は登録局に対して行うことができる。

- (a) 書類を郵送することにより
- (b) 書類の引渡、送付、提出又は送達について登録官又は登録局に納付すべき手数料がない場合は、書類をファクシミリ送信で送付することにより
- (c) 電子オンラインシステムを利用して、書類を電子通信で送付することにより、又は
- (d) 手渡しにより

(2) 意匠法又は本規則により、何らかの書類を登録官又は登録局以外の何れかの当事者に引き渡し、送付し又は送達することが許可又は要求される場合は、その引渡、送付又は送達は、その書類を郵便により送付することにより、当該当事者に実施されたとみなすことができる。

(3) 意匠法又は本規則により、何らかの通知その他の書類を登録官又は登録局が何れかの当事者に引き渡し、送付し又は送達することを許可又は要求される場合は、登録官又は登録局は、次の方法で当事者に対する引渡、送付又は送達を行うことができる。

- (a) 通知その他の書類を郵送することにより
- (b) 通知その他の書類をファクシミリ送信で送付することにより、又は
- (c) 電子オンラインシステムを利用して、通知その他の書類を電子通信で送付することにより

(4) 何らかの通知又は他の書類が(2)又は(3)に基づいて郵便により送付される場合は、その通知又は他の書類の引渡、場合により、送付又は送達は、別段の証明があるまでは、その通知又は書類が通常の郵便経路で配達されたとと思われる時に実施されたものとして扱う。

(5) (2)又は(3)の適用上、通知又は他の書類が当事者に対して前払い郵便で規則7又は規則8にいう送達宛先へ送付される場合は、その通知又は他の書類は郵便により送付されるもの

とする。

(6) 何人かが(1)に基づいて何らかの書類をファクシミリ送信により送付しようとする場合は、

(a) 登録官又は登録局が受領した書類の一部又は全部が読み取ることができない場合又は書類の一部を登録官又は登録局が受領していない場合は、その書類は、受領していないものとして扱う。

(b) 読み取ることのできる又は完全な書類を提供する義務は、書類を送付しようとした者にある。

(6A) 規則 7 に従って提出される送達宛先の利用可能性に拘わらず、登録官又は登録局が何らかの通知その他の書類をある者に対して 3(c) に基づき電子オンラインシステムを利用して電子通信で引き渡し、送付し又は送達した場合は、当該通知その他の書類は、当該人に対して正当に引き渡され、送付され又は送達されたものとみなす。

(7) (1) (b) は、規則 42(1)、規則 43(1) 又は規則 44(1) に基づく誓約書の方法による証拠の提出には適用されない。

(8) 本条規則は、裁判所手続において送達される通知その他の書類には適用されない。

規則 7 送達宛先

(1) 登録官に対する如何なる手続のためであっても、シンガポールにおける送達宛先は、(2) 又は(5)に従い、次の者又はその代理が提出する。

(a) すべての意匠登録出願人

(b) 意匠法第 27 条に基づき意匠の登録取消を登録官に申請するすべての者

(c) 規則 49C に基づき参加の許可を付与されたすべての者

(d) 登録官への意匠登録取消申請の対象であるすべての登録意匠所有者、及び

(e) 登録官に対する手続のその他すべての当事者

(2) ある事項の申請にシンガポールにおける送達宛先の提供が要求される場合は、シンガポールにおける送達宛先は、当該事項のために提出される様式上で提供しなければならない。

(3) (2) に従う送達宛先の提供は、当該様式で提出される事項に対してのみ効力を有する。

(4) (3) の規定に拘わらず、

(a) ライセンス付与、ライセンスの修正又はライセンスの終了に係る登録申請人が当該ライセンスに関して様式 CM6 により送達宛先を提供する場合は、その送達宛先は、当該ライセンスに関するすべての手続上効力を有する。

(b) 担保権の付与、担保権の修正又は担保権の終了に係る登録申請人が当該担保権に関して様式 CM7 により送達宛先を提供する場合は、その送達宛先は、当該担保権に関するすべての手続上効力を有する。

(c) 登録意匠の所有者の変更に係る登録申請人が様式 CM8 により送達宛先を提供する場合は、その送達宛先は、申請人の選択により、次の事項に対して効力を有する。

(i) 意匠登録出願を含めて意匠に関するすべての手続上、又は

(ii) 登録意匠の所有者変更に係る登録のためののみ。この場合、申請人は、意匠登録出願を含む他のすべての手続のための別の送達宛先を、別個の様式 CM8 により提供しなければならない。

(d) 意匠登録出願人が様式 D3 により送達宛先を提供する場合は、その送達宛先は、様式提出

の対象である意匠に関するすべての手続上効力を有する。

(e) 規則 41 に基づく反対陳述書を提出する登録所有者が様式 HC6 により送達宛先を提供する場合は、その送達宛先は、当該様式の提出に係わる手続及び第 VIIA 部に基づく関連手続上効力を有する。

(f) 意匠の登録取消の申請人が様式 D13 により送達宛先を提供する場合は、その送達宛先は、当該様式の提出に係わる手続及び第 VIIA 部に基づく関連手続上効力を有する。

(g) 次の事項の何れかの申請人が様式 D8 により送達宛先を提供する場合は、その送達宛先は、当該様式の提出に係わる手続上効力を有する。

(i) 意匠法第 21 条又は意匠法の附則第 3 項(6)に基づく意匠登録期間の延長申請

(ii) 登録簿から抹消された意匠登録の回復申請

(h) (e)に従うことを条件として、意匠登録出願人の送達宛先は、意匠の登録時に意匠所有者としての当該当事者の送達宛先とする。ただし次の場合を除く。

(i) 登録官が、(7)に従って送達宛先変更の通知を受けた、又は

(ii) 登録官が、規則 37 に従って、登録意匠又は規則 37(1)(b)にいう登録意匠に係る何らかの権利の譲渡の通知を受けた。

(i) (1)(c)にいう者が様式 CM1 により送達宛先を提供する場合は、その送達宛先は、当該様式の提出に係わる、規則 49C に基づく参加許可の申請及び第 VIIA 部に基づく関連手続上効力を有する。

(j) (1)(e)にいう者が様式 CM1 により送達宛先を提供する場合は、その送達宛先は、当該様式の提出に係わる登録官に対する手続及び第 VIIA 部に基づく関連手続上効力を有する。

(k) 登録官は、ある者のシンガポールにおける取引又は事業上の宛先を、その者の送達宛先として扱うことができる。ただし、(1)又は(7)に基づき別の送達宛先が提供される場合は、この限りでない。

(5) (2)及び(4)が適用されない場合は、送達宛先は様式 CM2 により提出する。

(6) 送達宛先が(1)により要求されるように提出されない場合は、登録官は、当該関係人に通知を出し、当該通知の日から 2 月以内に送達宛先を提出するよう求めることができ、当該人がそうしない場合は、次の通りとする。

(a) (1)(a)又は(b)にいう出願人又は申請人の場合は、当該人が行った出願・申請は、取り下げられたものとみなす。

(b) (1)(c)にいう者の場合は、当該人は、自己の参加を取下げたとみなす。

(c) (1)(d)にいう登録意匠所有者の場合は、当該人は、意匠登録の取消申請に関する如何なる手続に参加することも許可されない。

(d) (1)(e)にいう当事者の場合は、当該当事者は、問題となっている手続に参加することを許可されない。

(7) (1)にいう者がシンガポールにおける自己の送達宛先を変更した場合は、その者は、様式 CM2 により当該変更を登録官に通知しなければならない。

(8) ある者に対しその者の送達宛先に送付又は送達されたすべてのものは、当該人に対し正當に送付又は送達されたものとみなす。

規則 8 代理人

(1) 登録官は、ある者が別の者の代理人として行為する権限を認められている意匠法又は本

規則に基づく事項を処理するときは、代理人又はその本人の署名又は出頭を求めることができる。

(2) 登録官は、代理人に対して書面による通知を送付することにより、当該代理人に代理権の証拠を提出するよう求めることができる。

(3) ある者が何らかの申請又は手続のために代理人を指名した場合は、代理人のシンガポールにおける送達宛先がその者の送達宛先として扱われる。

(4) ある事項についての代理人の指名は、当該事項用の様式により登録官に通知しなければならない。

(5) 次のことは、様式 CM1 により登録官に通知しなければならない。

(a) 様式に規定がない事項についての代理人の指名

(b) ある事項についての代理人の変更

(6) 自己の名称を変更した代理人が登録簿に記入されている自己の名称を変更しようとする場合は、当該代理人は、様式 CM2 により、登録簿上の名称を変更する申請を登録官にしなければならない。

(7) 何らかの手続の当事者の代理人がその当事者のための代理行為を停止しようとする場合は、

(a) その代理人は、当事者のための代理行為を停止する意図に係る様式 CM1 による通知を提出して、当事者及び登録官に送達しなければならない、かつ、

(b) (a)を満たしたときは、代理人は、当事者の代理人たることを停止するものとする。

第 II 部 意匠の登録

第 1 節 意匠の登録可能性

規則 9 登録から除外される意匠

登録官は、次の物品の何れかに適用することを意図する意匠の登録を拒絶する。

- (a) 彫刻品(工業プロセスによって複製するためのひな形又は原型として使用され又は使用を意図される鋳型又はひな形を除く)
- (b) 記念銘板, メダル及び円形浮彫り
- (c) 本のカバー, カレンダー, 証明書, クーポン, 洋裁用型紙, グリーティングカード, ラベル, ちらし, 地図, 図面, 遊戯用カード, 葉書, 切手, 商業広告, 業務用書式及びカード, 転写画並びに類似の物品を含む, 主として文学的又は芸術的性質の印刷物

規則 10 紋章等で構成される意匠の登録

(1) 何れかの国家, 居留地, 市, 自治都市, 町, 地方, 会, 法人, 政府組織, 法定委員会, 機関又は人物の名称, 頭文字, 紋章, 記章, 騎士団勲章, 勲章, 旗又は図形の表示が登録出願の対象である意匠に表れる場合は, 登録官は, その意匠の登録を進める前に出願人に対し, 同意を与える権利を有すると登録官が認める公務員又はその他の者による当該事項の登録及び使用に対する同意を登録官に提出するよう求めることができる。

(2) 登録官は, 自己が定める時間内に当該同意が提出されない場合は, その意匠の登録を拒絶する。

規則 11 現存者又は最近の死亡者

(1) ある者の名称又は表示が登録出願の対象である意匠に表れる場合は, 登録官は, 出願人に対し, 意匠の登録を進める前に, その者又は最近死亡した者の場合は死亡者の法定代理人の同意を登録官に提出するよう求めることができる。

(2) 登録官が定める時間内に当該同意が提出されず, かつ, 出願人が, 同意を得ることがその事例の状況において不可能又は非現実的であることを登録官に納得させない場合は, 登録官は, その意匠の登録を拒絶する。

規則 12 意匠の産業上の利用

(1) 2017 年 10 月 30 日以降, 2018 年 10 月 30 日前においては, 意匠法第 9 条の適用上, 意匠は, 次の場合に, 物品に関して産業上利用されたものとみなす。

(a) 製造ラインで製造された 1 以上の物品(手製の物品を除く)に意匠が適用された場合, 又は

(b) 50 個超過の物品に意匠が適用され, その 2 以上が, 物品の同一の組物の一部でない場合

(2) 2018 年 10 月 30 日以降, 意匠法第 9 条の適用上, 意匠は, 次の場合に, 物品に関して産業上利用されたものとみなす。

(a) 製造ライン又は個別に製造された 1 以上の物品(手製の物品を除く)に意匠が適用された場合

- (b) 50 個超過の物品に意匠が適用され、その 2 以上が、物品の同一の組物の一部でない場合、又は
- (c) 次のすべてに該当する場合
 - (i) 物品及び非物理的製品に意匠が適用されたこと
 - (ii) 当該物品の数と、非物理的製品を投影するための 1 以上の作動した装置により同時に投影することができる当該非物理的製品の数との合計が、50 個を超過すること
 - (iii) 当該物品及び非物理的製品の 2 以上が、次の何れの一部でもないこと
 - (A) 物品の同一の組物
 - (B) 非物理的製品の同一の組物
 - (C) 物品及び非物理的製品の同一の組物
- (3) 2018 年 10 月 30 日以降、意匠法第 9 条の適用上、意匠は、次の場合に、非物理的製品又は非物理的製品を投影するための装置に関して産業上利用されたものとみなす。
 - (a) 次のすべてに該当する場合
 - (i) 非物理的製品に意匠が適用されたこと
 - (ii) 非物理的製品を投影するための 1 以上の作動した装置により、50 個超過の当該非物理的製品を同時に投影することができること
 - (iii) 当該非物理的製品の 2 以上が、非物理的製品の同一の組物の一部でないこと、又は
 - (b) 次のすべてに該当する場合
 - (i) 物品及び非物理的製品に意匠が適用されたこと
 - (ii) 当該物品の数と、非物理的製品を投影するための 1 以上の作動した装置により同時に投影することができる当該非物理的製品の数との合計が、50 個を超過すること
 - (iii) 当該物品及び非物理的製品の 2 以上が、次の何れの一部でもないこと
 - (A) 物品の同一の組物
 - (B) 非物理的製品の同一の組物
 - (C) 物品及び非物理的製品の同一の組物
- (4) (1)、(2) 及び(3) の適用上、物品又は非物理的製品に意匠が適用された日時は関係しない。

第 2 節 登録出願

規則 13 意匠登録出願

意匠法第 11 条に基づく意匠登録出願は、様式 D3(本節においては願書という)にて行う。

規則 14 意匠の表示

- (1) 登録官は、登録出願する意匠に対して次の事項を示す実施指針を発行することができる。
 - (a) 意匠の表示として提出することができる意匠の異なる図の最多数、及び
 - (b) その各図の寸法
- (2) 意匠の表示又は意匠の表示として提出された複数の図がある場合は、意匠の各図の表示は、複製に適した図面又は写真の形式とする。
- (3) 組物への適用を意図する意匠の登録出願を行う場合は、表示には組物の中の異なる各物品に適用する意匠を示す。
- (4) 非物理的製品の組物への適用を意図する意匠の登録出願を行う場合は、表示には組物の

中の異なる各非物理的製品に適用する意匠を示さなければならない。

(5) 物品及び非物理的製品の組物への適用を意図する意匠の登録出願を行う場合は、表示には組物の中の異なる各物品及び異なる各非物理的製品に適用する意匠を示さなければならない。

規則 15 新規性の陳述

(1) 出願人が新規であると認める各意匠の特徴を説明する陳述を願書に含める。

(2) 織物、壁紙又は類似の壁被覆材、レース又は織物若しくはレースの組物に適用する模様又は装飾には、(1)は適用されない。

規則 16 意匠法第 5 条(3)に基づく所定の場合

意匠法第 15 条に基づく意匠登録出願の補正請求が承認された場合で、かつ、登録官の意見ではその補正により出願が最初に提出された意匠を著しく変える効果をもたらす場合は、登録官は、意匠法第 5 条(3)に基づく自己の権限を行使することができる。

規則 17 意匠の開示に関する陳述

(1) 出願人は、意匠法第 8 条、第 8A 条又は第 8B 条が出願する意匠に関して適用されると主張する場合は、願書にその旨の陳述を含める。

(2) 陳述は—

(a) 以下を特定する

(i) (1)の陳述の意匠

(ii) 当該意匠に適用されるべき意匠法第 8 条、第 8A 条又は第 8B 条の規定

(b) 関連の日付を含め、意匠の開示が行われた状況を説明する。また

(c) 出願人が意匠法第 8 条(2)は当該出願に関して適用されると主張する場合は、博覧会の名称及び開会日、開催場所並びに意匠の最初の開示日

(3) 出願人は、自己の主張を裏付ける追加の情報又は書類を提出することができる。

規則 18 他の物品等に関する先の意匠登録に関する陳述

(1) 出願人は、意匠法第 10 条が出願する意匠に関して適用されると主張する場合は、願書にその旨の陳述を含める。

(2) 陳述には、先の登録又は場合により登録官が要求する意匠の先の登録出願の詳細を含める。

(3) 出願人は、自己の主張を裏付ける追加の情報又は書類を提出することができる。

規則 19 優先権の主張

(1) 次の場所においてなされた意匠登録出願(本条規則において優先出願という)を理由に当該意匠に優先権が主張された場合は、当該主張の詳細を願書の提出時に願書に含める。

(a) 意匠法第 12 条に基づく条約国、又は

(b) 意匠法第 12 条に定める規定に対応する規定が意匠法第 13 条に基づいて定められた別の国又は領土

(2) (1)にいう詳細は、次の事項である。

- (a) 次の出願がなされた国又は領土
 - (i) 優先出願, 又は
 - (ii) 複数の優先出願がある場合は, 各優先出願
 - (b) 次の出願がなされた日
 - (i) 優先出願, 又は
 - (ii) 複数の優先出願がある場合は, 各優先出願
 - (c) 意匠の適用が意図される物品又は非物理的製品の分類
 - (d) 1以上の, ただし, すべてではない物品又は非物理的製品であつて, 優先出願において登録を求めたものについて優先権が主張されている場合は, 優先権が主張されている物品又は非物理的製品, 及び
 - (e) 複数の優先出願により優先権が主張されている場合は, 各優先出願により優先権が主張されている物品又は非物理的製品
- (2A) 登録官は, 出願人に対して登録官が納得するように次の事項を証明又は立証することに関する, その国又は領土の登録当局又はその他の管轄当局による証明書を登録官に提出するよういつでも求めることができる。
- (a) 優先出願の出願日
 - (b) 登録当局又はその他の管轄当局の国又は領土
 - (c) 意匠の表示, 及び
 - (d) 優先出願が対象とする物品又は非物理的製品
- (3) (2A)にいう証明書が英語でない場合は, 登録官が納得するように証明又は立証された, 証明書の内容の英語翻訳文を証明書に添付する。

規則 20 見本

- (1) 織物への適用を意図する平面の意匠の登録出願には, その織物の見本を出願に添付することができる。
- (2) 織物の見本は, 登録官が特定する寸法又は重量を超えてはならない。
- (3) 登録官は, 自己の裁量により, 織物の見本の受領を拒絶することができる。

規則 21 見本

登録官が別段の要求をしない限り, 如何なる見本も提出してはならない。

規則 22 1の出願における複数の意匠

意匠法第 11 条(4)(b)の適用上, 2以上の意匠の登録出願が遵守しなければならない他の要件は, 次の通りである。

- (a) 当該意匠のすべての登録を, 願書の提出時に出願しなければならないこと
- (b) 出願が, 50以下の意匠の登録を求めるものであること

規則 23 出願の取下

意匠法第 14 条にいう意匠登録出願の取下通知は, 様式 D4 による。

規則 24 出願の補正

- (1) (2)に従うことを条件として、意匠登録出願の補正を求める意匠法第 15 条に基づく請求は、様式 D5 にて行う。
- (2) 意匠登録出願における出願人の名称又は住所についての詳細の補正を求める請求は、様式 D1 にて行う。

規則 25 出願、権利又は事物の回復

- (1) 何人も,
 - (a) その出願が取り下げられたものとして扱われた場合、又は
 - (b) 同人が、登録官に対する手続その他の事項における手続要件を、意匠法に基づく期限内又は当該要件を満たす上で登録官が指定した期限内に満たさなかったことを理由として、自己の権利が無効とされ又は事物が効力を失し若しくは存在しなくなった場合は、(2)、(3)及び(4)に従い出願、権利又は場合により事物の回復を請求することができる。
- (2) (1)にいう出願、権利又は事物の回復請求は,
 - (a) 様式 CM13 により行い、出願が取下として扱われた、権利が無効となった又は場合により事物が失効し若しくは存在しなくなった日から 6 月以内に登録官に提出しなければならない。
 - (b) 次の場合を除いて行ってはならない。
 - (i) 出願が取下とみなされるに至った懈怠が意図的なものではなかった。又は
 - (ii) 次のこと、すなわち
 - (A) 権利が無効となったこと、又は
 - (B) 事物が失効し又は存在しなくなったこと、が意図的ではなかった。かつ、
 - (C) 懈怠又は期限の不遵守が書類又は事物の提出に関係する場合は、提出されなかった若しくは場合により適時に提出されなかった書類又は事物が添付されなければならない。
- (3) (4)に従うことを条件として、請求が(2)に基づいて提出される場合は、登録官は、請求を拒絶する適切かつ十分な理由がない限り、回復を許可する。
- (4) 登録官は、(2)が遵守されない限り、回復を許可しない。
- (5) (1)から(4)までは、次のものの回復を許可しない。
 - (a) 意匠法第 14 条に基づいて取り下げられた意匠登録出願、又は
 - (b) 次の理由で、取下として扱われる申請、無効となった権利又は効力をなくし若しくは存在しなくなった事物
 - (i) 次のものの期限不遵守
 - (B) 意匠登録の取消手続において、次に基づく行為
 - (BA) 意匠法第 27 条又は本規則第 VI 部、又は
 - (BB) 2005 年登録意匠(国際登録)規則の規則 12 と共に解釈される意匠法第 27 条及び本規則第 VI 部
 - (c) (2)に基づく請求の提出
 - (D) 規則 27(8)(a)に基づく様式 HC5 の提出、又は
 - (E) 登録官が発した通知であって、規則 27 に基づく登録の方式要件が満たされていないとするものに関して見解表明するための聴聞の申請、又は
 - (ii) 規則 35(2)に基づく意匠登録期間の延長又は規則 35C に基づく意匠登録回復の手数料の不納付

第3節 雑則

規則26 分類

意匠登録の目的で、意匠の適用を意図する各物品、非物理的製品又は物品及び非物理的製品の組物は、本条規則に基づいて登録官が発出する実施指針に従って分類しなければならない。

規則27 方式要件

(1) 意匠法第2条(1)における「方式要件」の定義の(b)の適用上、規則10、規則11、規則13、規則14、規則15、規則17、規則18及び規則19(意匠法第11条の適用上制定された規則である)の要件は、方式要件である。

(1A) 意匠法第16条及び本条規則の適用上、登録官は、登録官が出願人の意匠登録出願の審査を開始した後に出願人が提出した書類を考慮に入れる必要はない。

(2) 登録出願の審査過程で、登録の方式要件が充足されていないと登録官が認めるときは、登録官は、出願人にこの旨の通知書を与える。

(3) (3A)にいう場合を除き、出願人は、(2)にいう書面による通知の日から3月以内に、次の行為の少なくとも1をなすことにより、通知書に応答しなければならない。

(a) 書面で説明すること

(b) 様式HC4により登録官に聴聞を申請すること

(c) 不遵守を補正する申請を行うこと

(3A) (2)にいう通知書に、出願(本項において原出願という)が意匠法第11条(2)(c)及び(4)(a)の方式要件の何れか又は両方を遵守していない旨が記載され、かつ、登録官が、通知書により、意匠法第16A条(1)に基づいて、出願人に対し、意匠法第11条に基づく1以上の新規出願を行うことにより不遵守を補正するよう求めた場合は、次の事項が適用される。

(a) 通知書に、原出願が意匠法第11条(2)(c)の方式要件を遵守していない旨が記載されている場合は、出願人は、書面による通知の日から3月以内に、次の少なくとも1をなすことにより、通知書に応答しなければならない。

(i) 書面で説明すること

(ii) 様式HC4により登録官に聴聞を申請すること

(iii) 次の行為の両方をなすこと

(A) 意匠法第11条に基づく1以上の新規出願を行うこと

(B) 不遵守を補正する申請を行うこと

(b) 通知書に、原出願が意匠法第11条(4)(a)の方式要件を遵守していない旨が記載されている場合は、出願人は、書面による通知の日から3月以内に、次の少なくとも1をなすことにより、通知書に応答しなければならない。

(i) 書面で説明すること

(ii) 様式HC4により登録官に聴聞を申請すること

(iii) 次の行為の両方をなすこと

(A) 意匠法第11条に基づく1以上の新規出願を行うこと

(B) 原出願に関して意匠法第14条に基づく取下通知を提出すること

- (c) 出願人が、意匠法第 11 条に基づく 1 以上の新規出願を行うことにより並びに
- (a) (iii) (B) 及び(b) (iii) (B)にいう行為の何れか又は両方をなすことにより、通知書に応答することを希望する場合は、
- (i) 出願人は、(a) (iii) (B) 又は(b) (iii) (B)にいう行為をなす前に、各新規出願を行わなければならない、かつ、
- (ii) 出願人は、同日に、各新規出願を行い、(a) (iii) (B) 及び(場合により) (b) (iii) (B)にいう行為の何れか又は両方をなさなければならない。
- (3B) 出願人が(3) 又は(3A) (何れか該当するもの)を遵守しない場合は、出願は、取り下げられたものとして扱われる。
- (3C) 出願人が、(3A) (a) (i) 及び(iii) (B)並びに(b) (i)にいう行為の 1 以上をなすことにより(3A)にいう通知書に応答した場合は、登録官は、(もしあれば)出願人の書面による説明を検討した後に、次のことをすることができる。
- (a) 出願が意匠法第 11 条(2) (c) 及び(4) (a)の方式要件の何れか又は両方を遵守していない旨を記載した別の通知書を出願人に与えること、及び
- (b) (a)にいう通知書により、意匠法第 16A 条(1)に基づいて、出願人に対し、当該書面による通知の日から 3 月以内に、意匠法第 11 条に基づく 1 以上の新規出願を行うことにより不遵守を補正するよう求めること
- (3D) (3A)、(3B) 及び(3C)は、(2)にいう通知書に適用されるのと同様に、必要な修正を加えて、(3C) (a)にいう通知書に適用される。
- (4) (2)にいう通知書に適用される場合又は必要な修正を加えて、(3C) (a)にいう通知書に適用される場合を問わず、出願人が、(3) 又は(3A) (a) 及び(b)の何れか若しくは両方を遵守する期間の延長を希望する場合は、同人は、3 月の期間又は登録官が従前に許可した延長期間の満了前に様式 CM5 による延長請求を登録官に提出しなければならない。
- (5) 申請人が様式 HC4 により登録官に聴聞の申請をした場合は、登録官は、申請人の論拠を聴聞する日付を申請人に通知する。
- (6) 聴聞のために、出願人は、少なくとも聴聞日の 14 日前に書面による申立て及び証拠書類を登録官に提出しなければならない。
- (7) 聴聞の間又は書面の何れかにより示された出願人の説明についての登録官の決定は、書面又は登録官が適切と考える他の方法で出願人に連絡する。
- (8) 申請人が登録官の決定の理由を知りたい場合は、
- (a) 申請人は、登録官の決定の日から 1 月以内に、登録官に対して登録官の決定の理由の陳述を求める請求を様式 HC5 により提出しなければならない。
- (b) 登録官は、当該請求の日から 2 月以内に決定の理由を申請人に送付する。
- (9) 登録官の決定理由が出願人に送付される日は、審判請求の目的では登録官の決定の日とみなされる。

規則 28 登録の通知の公告

意匠法第 18 条(d)に基づき意匠公報に公告すべき意匠登録の通知は、次の明細を含まなければならない。

- (a) 登録日
- (b) 意匠法第 12 条又は第 13 条に基づく優先権主張に従って認められた優先日がある場合は、

その優先日及び関係国又は地域の名称

(c) 登録所有者の名称、住所及び送達宛先

(d) 意匠登録の対象となった物品、非物理的製品又は物品と非物理的製品との組物であって、分類番号を含むもの

(e) 登録番号

(f) 意匠の表示

(g) 意匠に関する新規性の陳述

(h) その他登録官が適切と判断する情報

規則 28A 公告の延期

(1) 出願人は、様式 D3 により意匠の登録出願をするに際し、当該様式において意匠の公告を 18 月延期するよう請求することができる。

(2) (1)に基づいて行われる請求は、附則 1 に指定する該当の手数料を添えなければならない。

規則 29 防衛目的で関連する意匠

登録官が意匠登録出願に関して意匠法第 29 条(1)に基づく指示を与える場合は、意匠の表示及び出願を裏付けるために提出された証拠は、指示の有効期間中は登録局において一般閲覧に供さない。

規則 30 情報及び書類の閲覧

(1) 意匠法第 18 条に基づき公告された登録意匠に関する、意匠法第 28 条に基づく情報請求又は書類の閲覧請求は、様式 CM10 により行い、附則 1 に定める該当の手数料を添えなければならない。

(2) 意匠法第 28 条及び第 29 条並びに本条規則(3)及び(4)に従うことを条件として、登録官は、請求に明記された書類の閲覧を許可する。

(3) 書類の閲覧を請求した者は、登録官が次のことを証明するのに十分と認める証拠を提出しなければならない。

(a) 所有者が閲覧に同意していること、又は

(b) 意匠法第 28 条が請求に関して適用されること

(4) 登録官は、次の書類の閲覧請求を拒絶することができる。

(a) 登録官及び登録局の職員が使用するためにのみ登録官が作成した書類

(b) 登録官の請求によるかその他により、検査及びその後送り手に返却するために登録官に引き渡され又は提出された書類

(c) (1)にいう請求の写し

(d) 登録官が発行又は引き渡した書類で、登録官が秘密として扱うべきと認めるもの

(e) 登録官の意見では、その内容が何人かに損害を与えるような形でその者の名誉を傷つけるとする書類

(f) 2000 年 11 月 13 日前に登録官に引き渡され、送付され又は提出された書類

第 III 部 登録簿

規則 31 登録意匠の詳細の登録簿への記入

各登録意匠に関して、次の詳細を登録簿に記入する。

- (a) 登録日
- (b) 意匠法第 12 条又は第 13 条に基づく優先権の主張に基づいて付与された優先日(もしあれば)及び当該国又は領土の名称
- (c) 所有者の名称、住所及び送達宛先
- (d) 意匠が登録された物品、非物理的製品又は物品と非物理的製品との組物であって分類番号を含むもの。
- (e) 登録番号
- (f) 意匠に関連する表示
- (g) 意匠に関する新規性の陳述
- (h) 意匠に影響を与える意匠法第 34 条に基づく登録可能な取引(もしあれば)の詳細
- (i) 該当すれば、意匠が意匠法第 9 条又は第 10 条により登録されている旨の陳述
- (j) 登録官が適切と認めるその他の詳細

規則 32 証明書及び謄本

次のものを求める意匠法第 55 条(3)に基づく申請は、様式 D7 にて行う。

- (a) 登録簿の記入事項の認証謄本、又は
- (b) 登録簿の認証抄本

規則 32A 登録官による証明書一般

(1) 登録官が意匠法又は本規則に基づいて作成し又はすることを許可される記入、事項又は事物に関して、意匠法第 72 条にいう証明書を取得しようとする者は、書面により登録官に請求することができる。

(2) 証明書を引き渡す前に、登録官は、請求人に対し同人が記入、事項又は事物に利害関係を有することを示す証拠の提供を求めることができる。

規則 33 登録簿の訂正

(1) (2)に従うことを条件として、登録簿の誤記の訂正を求める意匠法第 57 条に基づく請求は、様式 CM4 にて行う。

(2) 出願人の名称又は住所について登録簿における詳細を訂正する請求は、様式 CM2 にて行う。

第 IV 部 意匠登録期間の延長

規則 34 登録期間の延長の通知

- (1) 登録官は、現行の意匠登録期間の末日より 6 月以内 1 月前までに、期間の満了が近づいていること及び延長の方法について、登録所有者に書面で通知する。
- (2) 現行の登録期間の延長申請が既になされている場合には、(1)は適用されない。
- (3) 最初の登録期間満了での関連意匠の登録期間の延長には、(1)は適用されない。

規則 35 登録期間

- (1) 意匠登録期間の延長申請は、様式 D8 にて行う。
- (2) 意匠登録期間の延長申請は、現行の意匠登録期間の満了日の、
 - (a) 6 月より前、又は
 - (b) 6 月より後、に行ってはならない。
- (3) 意匠登録期間の延長申請が現行の意匠登録期間の満了日後 6 月以内になされた場合は、様式 D8 による延長申請は、所定の遅延手数料の納付書を添付しなければならない。

規則 35A 不遵守の通知

- (1) 意匠登録期間の延長申請の審査過程において、申請が整っていないと登録官が認める場合は、登録官は、申請人に対してこの旨の通知書を与える。
- (2) 申請人が、通知に定める期間内に、
 - (a) 通知について登録官に書面で応答すること、又は
 - (b) 通知に定める登録官の要求を遵守すること、を行わなかった場合は、登録官は、当該申請を取り下げられたものとして扱うことができる。

規則 35B 登録意匠の登録簿からの削除

登録官は、次の場合は、登録意匠を登録簿から抹消することができる。

- (a) 意匠登録の期間延長申請が規則 35 に従って提出されていない場合
- (b) 意匠登録の期間延長申請が規則 35 に従って提出されている場合において、申請人が、
 - (i) 延長に関する登録官の指示に従わないとき、又は
 - (ii) 登録官に対し、自己の申請の取下又は放棄を希望している旨を通知したとき、又は
- (c) 意匠の回復申請が規則 35C に従って提出されていない場合

規則 35C 登録の回復

- (1) 2014 年 11 月 13 日以降に規則 35B に基づき登録簿から抹消された意匠は、次の方法により回復の申請をすることができる。
 - (a) 当該意匠が登録簿から抹消された日から起算して最初の 6 月の期間の最後の日から 6 月以内に、様式 D8 による申請を登録官に提出すること、及び
 - (b) 意匠の回復及び回復後の意匠登録期間の延長に係る手数料を納付すること
- (2) 登録官は、どのような場合でも、回復申請人に対し登録官が適切と考える追加の証拠又

は情報を誓約書その他の形で提供するよう求めることができる。

(3) 登録官は、当該意匠を登録簿に回復させること並びに登録官がそうすることが正当であると納得した場合及び登録官が課すのが適切であると考え条件を付して意匠登録を更新することができる。

第V部 登録可能な取引

規則 36 登録簿に記入すべき取引の詳細

意匠法第34条の適用上、登録簿に記入すべき登録可能な取引の所定の詳細は、次のとおりである。

- (a) 登録意匠又はそれにおける権利の譲渡の場合は、
 - (i) その後の所有者の名称及び住所
 - (ii) 譲渡の日、及び
 - (iii) 譲渡が意匠における権利に関する場合は、譲渡される権利の説明
 - (b) 意匠使用のためのライセンスの付与の場合は、
 - (i) ライセンシーの名称及び住所
 - (ii) ライセンスが排他的ライセンスである場合は、その事実
 - (iii) ライセンスが制限つきの場合は、その制限の説明、及び
 - (iv) ライセンスの期間が限定期間であるか又はそれが証明可能な場合は、当該ライセンスの期間
 - (c) 登録意匠又はそれにおける権利に対する担保権の付与の場合は、
 - (i) 被付与者の名称及び住所
 - (ii) 担保権の性質(すなわち、固定か流動か)、及び
 - (iii) 担保権及び担保に供された意匠における権利の範囲
 - (d) 登録意匠又はそれにおける権利に関連する人格代表者による同意の形成の場合は、
 - (i) 同意により意匠又はそれにおける権利が帰属する者の名称及び住所、及び
 - (ii) 同意の日
 - (e) 登録意匠又はそれにおける権利の移転を命じる裁判所又はその他の管轄当局の命令の場合は、
 - (i) 被移転者の名称及び住所
 - (ii) 命令の日、及び
 - (iii) 移転が意匠における権利に関する場合は、移転される権利の説明
- また、上記の各場合において、記入がなされた日付を登録簿に記入する。

規則 37 取引の詳細の登録申請

- (1) 次の申請、すなわち、
 - (a) 意匠法第34条に基づいて、登録可能な取引の詳細を登録し又は登録可能な取引の何らかの詳細を修正する申請、又は
 - (b) 意匠法第35条に基づいて、取引の詳細を登録官に通知する申請は、次の通り行う。
 - (i) ライセンスの付与、修正又は終了の場合は、様式CM6により
 - (ii) 担保権の付与、修正又は終了の場合は、様式CM7により、又は
 - (iii) 何れの場合でも、様式CM8により
- (2) 申請は、次の通りとする。
 - (a) 取引が譲渡である場合は、譲渡の当事者すべてが又はその代理が署名すること
 - (b) 取引がライセンス又はサブライセンスの付与である場合は、ライセンス又はサブライセ

ンスの付与者が署名すること

(c) 取引が担保権の付与である場合は、担保権の付与者が署名すること

(ca) 取引が登録意匠又はそれに係る権利に関し人格代表者による同意形成である場合は、人格代表者及び受益者の双方が又はその代理が署名すること、又は

(d) 取引が(a), (b), (c)又は(ca)にいう取引であるが、申請書がそれぞれの号に従って署名されない場合は、登録官が取引の十分な証拠であると判断する証拠を添付すること

(2AA) (2)に基づく申請が電子オンラインシステムにより提出される場合は、当該申請は、すべての関係当事者により許可され、登録官が適切と考える方法で認証されなければならない。

(2A) 登録官は、(2)又は(2AA)が遵守されない場合は、(1)に基づく申請を拒絶するものとし、かつ、そのような場合は、新たな申請をするよう要求することができる。

(3) 登録官は、同人が定めることができる期間内に、申請人に対し、登録官が適切と考える申請を裏付けるその他の書類、証書又は情報を提供するよう求めることができる。

第 VI 部 意匠登録の放棄及び取消

規則 39 登録放棄の通知

- (1) 意匠法第 26 条に基づく意匠登録の放棄は、様式 CM3 の通知を登録官に提出することにより行うことができる。
- (2) 登録所有者が次のことを行わない限り、放棄は有効ではない。
 - (a) 意匠を放棄する物品、非物理的製品又は物品と非物理的製品との組物を通知に記載すること、及び
 - (c) 上記のすべての者に関して、その者が次であることを通知において意匠に対し利害があると証明すること
 - (i) 登録を放棄するという登録所有者の意思を 3 月以上前に通知されていたこと、及び
 - (ii) 放棄によって影響されないこと又は影響される場合に放棄に異議がないということ
- (3) 放棄は、(1)及び(2)を満たしている旨の通知を登録官が受領した時点で有効となる。
- (4) 何れかの物品、非物理的製品又は物品と非物理的製品との組物に関する意匠登録の放棄は、意匠登録がその物品、非物理的製品又は物品と非物理的製品との組物に関して有効でなくなるのと同一の効果を有する。

規則 40 取消の申請

- (1) 意匠登録の取消を求める登録官に対する意匠法第 27 条に基づく申請は、様式 D13 にて行う。
- (2) 申請書には、申請を行う理由の陳述書を添付する。
- (3) 申請人は、申請書及び陳述書を登録官に提出するときに、これらの各写しを意匠の登録所有者に送達する。
- (4) 申請人が(3)に従わない場合は、その申請は提出されなかったものとして扱われる。

規則 41 反対陳述書

- (1) 登録所有者が規則 40 に基づく申請に応答することを希望する場合は、申請書及び陳述書の写しを受領した日の後 2 月以内に、次の事項を十分に記載する反対陳述書を様式 HC6 にて登録官に提出する。
 - (a) 自己の登録を裏付けるものとして自己が依拠する理由、及び
 - (b) (もしあれば)自己が認める、申請において主張された事実
- (2) 登録所有者は、反対陳述書を登録官に提出するときに、反対陳述書の写しを申請人に送達する。
- (3) 反対陳述書を提出する期間の延長請求は、様式 HC3 により登録所有者が作成し、申請書及び陳述書の写しを受領した日の後 2 月以内に、登録官に対してされなければならない。
- (4) 登録官が反対陳述書の提出を登録所有者に許可する延長期間の合計は、登録所有者が申請書及び陳述書の写しを受領した日の後 4 月を超えないものとする。
- (5) 期間の延長請求を請求する前に、登録所有者は、次を含む通知を申請人及び延長により影響される虞のあるその他のすべての者に送達する。
 - (a) 延長を請求しようとする登録所有者の意思の陳述、請求する延長期間及び延長の理由、及び

- (b) 申請人又は延長により影響される虞のあるその他の者の同意書を求める請求
- (6) 延長請求は、次のものにより裏付けられなければならない。
 - (a) (5)にいう通知の写し、及び
 - (b) (もしあれば)申請人及び延長により影響される虞のあるその他の者の同意書
- (7) 登録官は、登録所有者が次の場合は、延長の付与を拒絶することができる。
 - (a) 延長の適切かつ十分な理由を示さない場合、又は
 - (b) (5)にいう通知が申請人及び延長により影響される虞のあるその他の者に送達されたことを登録官の納得のいくように示していない場合
- (8) (5)にいう通知の送達を受けた者がその通知の日後 2 週間以内に延長に対して当該人の同意書を出さない又は出すことを拒絶する場合において、適切かつ十分な理由が延長について示されていると認めるときは、登録官は、規則 52A に従う聴聞を行わずに延長を付与することができる。
- (8A) 登録官は、反対陳述書が許された期限内に提出されず又は申請人に送達されない場合は、申請を承諾する。
- (9) 本条規則及び規則 42 から規則 48 までは、登録官が意匠法第 27 条(4)に基づき決定を求めて裁判所に付託する場合には何れも適用されない。

規則 42 申請を裏付ける証拠

- (1) 申請人が登録所有者から反対陳述書を受領した日から 3 月以内に、申請人は、自己の申請の裏付として提示したい証拠を、誓約書により登録官に提出しなければならないが、同時に、当該証拠の写しを登録所有者に送達しなければならない。
- (2) 申請人が(1)に従って如何なる証拠も提出又は送達しない場合は、申請は、登録官の別段の指示がない限り、取り下げられたものとして扱われる。

規則 43 反対陳述書を裏付ける証拠

- (1) 規則 42 にいう申請人の証拠の写しを登録所有者が受領した日から 3 月以内に、登録所有者は、自己の登録の裏付として提示したい証拠を誓約書により登録官に提出しなければならないが、同時に、当該証拠の写しを申請人に送達しなければならない。
- (2) 登録所有者が(1)に従って如何なる証拠も提出又は送達しない場合は、登録所有者は、登録官の別段の指示がない限り、申請人がその取消申請において主張した事実を認めたものとみなされる。

規則 44 登録を裏付ける証拠

- (1) 登録所有者が規則 43 にいう登録所有者の証拠の写しを受領した日後 3 月以内に、申請人は、誓約書の方法による応答の証拠を登録官に提出することができ、同時にその証拠の写しを登録所有者に送付する。
- (3) 応答の証拠は、登録所有者の証拠に厳密に応答する事項に限る。

規則 45 更なる証拠

何れの当事者も更なる証拠を提出することができないが、ただし、登録官に対する手続において、登録官は、自己が適切と考えればいつでも、自己が適切と考える費用又はその他に関

する条件に基づいて、何れかの当事者に更なる証拠を提出するよう許可又は指示を与えることができる。

規則 46 その後の手続に対する指示

登録官は、規則 40 にいう取消申請に関するその後の手続に関して自己が適切と考える指示を与えることができる。

規則 47 証拠物件

(1) 規則 40, 規則 41, 規則 42, 規則 43, 規則 44 又は規則 45 に基づいて提出される何らかの証拠に付した証拠物件がある場合は、自己の主張の裏付けとして証拠物件に依拠する当事者は、それぞれの証拠物件の写しを前記の他方当事者に送付する。

(2) 当該写しを便宜に提供することができない場合は、閲覧に供するために原本を登録官に提出する。

(3) 登録官が別段の指示を与えない限り、取消の聴聞においては証拠物件の原本を提出する。

規則 47A 聴聞前審理

(1) 当事者らが証拠の提出を完了した後いつでも、登録官は、当事者らに聴聞前審理に出頭するよう指示することができ、そこにおいて登録官は、手続の正当、便宜かつ経済的な処理を確保するのに必要又は望ましいとみなす指示を与えることができる。

(2) 聴聞前審理において、登録官は、手続における事案の全部又は一部の和解の可能性を含む事項について検討することができ、当事者らに対し、自己が求める情報を提供するよう求めることができる。

(3) 当事者が、(1) 又は(2)に基づいて与えられた指示又は課された要件を遵守しない場合は、登録官は次のことができる。

(a) 与えられた当該指示又は課された当該要件が、その当事者が開始した申請又は手続に関してである場合は、当該申請又は場合により当該手続を却下すること、又は

(b) 登録官が適切と考えるその他の命令を下すこと

(4) 登録官による指示又は命令は、登録官が適切とみなす条件で破棄又は変更することができる。

(5) 聴聞前の審理中に又はそれに従って、当事者が申請又は手続における紛争事項の一部又はすべての和解に賛同する場合は、登録官は次のことができる。

(a) 当該申請又は手続に関して自らの決定を行うこと、又は

(b) 登録官が和解を実行するのに公正と考えるその他の命令を下すこと

(6) 何れの当事者も聴聞前審理に出頭しない場合は、登録官は次のことができる。

(a) 聴聞前審理が当該当事者の開始した申請又は手続に係る場合は、その申請又は場合により手続を却下すること、

(b) 登録官が適切と考えるその他の命令を下すこと、又は

(c) 聴聞前審理を延期すること

(7) 一方の当事者が出頭しないときに登録官が下した命令は、当該当事者の申請により、登録官が適切とみなす条件で、登録官が破棄することができる。

規則 48 取消の聴聞

- (1) 当事者による証拠の提出が完了した場合は、登録官は、事件についての主張を聴聞する日を当事者に通知する。
- (2) 当事者は、聴聞日の少なくとも 1 月前までに、書面の提出物及び典拠の束を登録官に提出し、同時にそれぞれの書面の提出物及び典拠の束を交換する。
- (3) 聴聞に出頭しようとする者は、その聴聞の前に様式 HC1 を登録官に提出する。
- (4) 聴聞の前に様式 HC1 を登録官に提出しない当事者は、聴聞を希望しないものとして扱うことができ、登録官は、その当事者が欠席のまま聴聞を進めることができ又は聴聞を進めることなく自己の決定を下し、手続を却下し若しくは自己が適切と考える他の命令を発することができる。
- (5) 様式 HC1 を登録官に提出した後に、ある当事者が聴聞に出頭しない場合は、登録官は、その当事者が欠席のまま聴聞を進めることができ又は聴聞を進めることなく自己の決定を下し、手続を却下し若しくは自己が適切と考える他の命令を発することができる。
- (6) 登録官が手続に関して(4)又は(5)に基づき決定を下す場合は、聴聞が進行しているか否かを問わず、規則 49 が適用される。
- (7) 何れの当事者も聴聞に出頭しない場合は、登録官は手続を却下する。
- (8) (4)又は(5)に基づき決定若しくは命令を発し又は(4)、(5)又は(7)に基づき手続を却下するときは、登録官は、すべての当事者に対し、当該決定、命令又は場合により却下を通知する。
- (9) 登録官が、何れの当事者も不在のまま当該当事者の申請に関し(4)又は(5)に基づき下した決定又は命令は、当該当事者の申請により、登録官が適切と考える条件で破棄することができる。
- (10) (4)、(5)又は(7)に基づき却下された手続は、当事者の申請により、登録官の指示に基づいて回復することができる。
- (11) (9)又は(10)に基づく申請は、(8)に基づく登録官の通知の日から 14 日以内にしなければならない。

規則 49 決定の通知

- (1) (2)に従うことを条件として、登録官は、次の通り自己の決定及び決定の理由を当事者に通知する。
 - (a) 聴聞の期間が 1 日又はそれ以下の場合は、聴聞の日から 3 月以内、又は
 - (b) それ以外の場合は、聴聞の最後の日から 3 月以内
- (2) 登録官は、1 以上の当事者が聴聞の最終日後の日に最終提出物を提出することを許可する場合は、当該提出物の提出日から 3 月以内に自己の決定及び決定の理由をすべての当事者に通知する。

規則 49A 取消手続における期間の延長

何れかの当事者に期間の延長が認められた場合において、自己が適切と認めるときは、登録官は、その当事者を聴聞することなく、他の当事者に対しその後の処置をとるのに合理的な期間の延長を付与することができる。

規則 49B 争がなかった取消の場合の費用

取消に対して登録所有者が争わなかった場合は、登録官は、費用を申請人に裁定すべきか否かを決定するにあたって、当該取消申請の提出前に登録所有者に対して申請人が合理的な通知をしていれば取消手続が避けられたか否かを検討する。

規則 49C 第三者による参加

- (1) 登録所有者以外で規則 40 に基づく取消申請の対象である登録意匠に利害を有すると主張する者は、登録官に対し、参加する許可を書面により申請することができる。
- (2) 登録官は、必要な場合は関係当事者の聴聞の後に、次のことをすることができる。
 - (a) 参加の許可を拒絶こと、又は
 - (b) 自己が適切と認める条件(費用に関する約束を含む)で付与すること
- (3) 参加を許可された者は、参加に関して賦課された諸条件に従って、当該手続の当事者として扱われる。

規則 50 裁判所への付託

登録官が規則 40 に基づく取消申請を受領し、裁決を求めて裁判所に申請を付託することを決定した場合は、登録官は、申請人及び意匠の登録所有者に対し、裁判所への付託の写しを直ちに送達する。

規則 51 裁判所に対する申請の登録官への送達

意匠法第 27 条に基づき意匠登録の取消申請を裁判所に行った場合は、申請人は、直ちに申請の写しを登録官に送付する。

第 VII 部 証拠及び手続

規則 52 登録官の自由裁量権

意匠法又は本規則の規定であって、登録官に対し、意匠法又は本規則に基づく手続の当事者を聴聞し又は当該当事者に聴聞の機会を与えることを求めるものを害することなく、登録官は、意匠法又は本規則により又はそれらに基づいて自己に付与された自由裁量権を手続の当事者の不利になるように行使する前に、当該当事者に聴聞を受ける機会を与えるものとする。

規則 52A 聴聞の請求

(1) 中間手続であるかその他であるかを問わず査定系手続における、規則 52 に基づく登録官の自由裁量権の行使を求める請求は、次の通りとする。

(a) 様式 HC4 により作成し、かつ、

(b) 次の日付から 1 月以内に提出する。

(i) 出願への異論がある場合、登録官によるその通知の日、又は

(ii) 登録官が自由裁量権の行使を提案する旨のその他の表示の日

更に登録官は、許容期限内に請求を提出しなかった当事者の聴聞を拒絶することができる。

(2) (1) に基づく請求を受領したとき、登録官は、請求人に対し聴聞の日時の通知を送付するが、その日時は通知の日から少なくとも 14 日とする。

(3) 当事者系中間手続における、規則 52 に基づく登録官の自由裁量権の行使を求める請求は、書面により登録官にしなければならない。

(4) (3) に基づく請求をする者は、同時に、当該請求の写しを手続の他の当事者すべてに送達しなければならない。

(5) (1) 又は (3) に規定される場合を除き、規則 52 に基づく登録官の自由裁量権の行使を求める如何なる請求もしてはならない。

(6) 登録官は、本条規則に基づく聴聞手続の何れかの局面に関し、自ら適切と考える指示を与えることができる。

(7) 各当事者の聴聞後、登録官は、自由裁量権の行使に関する登録官の決定をすべての当事者に通知する。

(8) 何れかの当事者が、(1) に基づく請求に関し、登録官の決定理由を知りたい場合は、

(a) 当該当事者は、登録官の決定の日から 1 月以内に様式 HC5 を提出することにより、登録官に対し登録官の決定理由を陳述するよう請求しなければならない、かつ、

(b) 登録官は、請求の日から 2 月以内に、決定理由を当事者に送付しなければならない。

(9) 登録官の決定理由が (8) (a) に基づく請求をした当事者に送付された日は、審判請求の目的では登録官の決定日とみなされる。

(10) (9) において「登録官の決定」とは、意匠法第 62 条(1)にいう決定をいう。

規則 53 登録官による聴聞は公開する

意匠法に基づく事項に関する 2 以上の当事者間の紛争に関する登録官による聴聞は、登録官が聴聞に本人が出頭する若しくは代理を出す当事者と協議した後に別段の指示を伝えない限り、公開とする。

規則 54 登録官に対する手続における証拠

(1) 意匠法に基づく登録官に対する手続においては、意匠法に別段の定めがある場合又は登録官が別段の指示を与える場合を除き、誓約書の方法によって証拠を与える。

(1A) 宣誓宣言法(Cap. 211)及び本規則の規定に従うことを条件として、裁判所規則(Cap. 322, R5)の命令 41 は、裁判所の手続で提出又は使用される宣誓供述書に適用されるのと同様に、必要な修正を加えて、登録官の手続において提出又は使用される誓約書に関して適用される。

(2) 誓約書は、裁判所への上訴の場合は裁判所において宣誓供述書による証拠の代わりに使用することができ、そのように使用された場合は、宣誓供述書による証拠の付随事項及び結果をすべて有するものとする。

(3) 登録官は、個々のケースにおいて、誓約書の代わりに又はこれに加えて、口頭の証拠をとることができ、登録官が別段の指示を与えない限り、証人に対しその誓約書又は口頭の証拠についての反対尋問を許可する。

規則 55 誓約書

本規則に基づき提出される又は意匠法に基づく手続に用いられる誓約書は、次のとおり作成し、署名する。

(a) シンガポールにおいては、治安判事、宣誓管理官又は法的手続の目的で宣誓を管理することを法律によって認められたその他の公務員の面前で

(b) イギリス連邦の他の構成国においては、裁判所、判事、治安判事、公証人又は法的手続の目的で宣誓を管理することを法律によって認められたその他の公務員の面前で、及び

(c) その他の国においては、領事、副領事若しくはシンガポール領事の職能を果たすその他の者の面前で又は公証人、判事若しくは治安判事の面前で

規則 56 宣言を執行する公務員の印章の届出

規則 55 により宣言を執行することを許可された者の印章又は署名を添付、押印又は署名させることを意図する書類は、その印章若しくは署名が真正であること又は宣言を執行する者若しくはその権限の公的な性質の証明なしに、登録官が認めることができる。

第 VIIA 部 費用

規則 56A 費用の申請

- (1) 意匠法第 56 条の適用上、登録官に対する手続の当事者で費用を得ることを希望する者は、次の期間に、手続に関する費用の裁定を求めて登録官に申請する。
- (a) 当該手続中、又は
 - (b) 次の後 1 月以内
- (i) 登録官が手続において当該手続を終了する決定をなした日又は場合により
- (ii) 手続が取り下げられた、中止又は却下されたことを登録官が当該当事者に通知した日
- (2) 手続に関する費用の裁定の前に、登録官は、手続の各当事者に対し、費用の裁定に関して聴聞を受ける機会を与える。

規則 56B 費用の算定

- (1) 登録官が登録官に対する手続の一方の当事者に当事者間費用の裁定をし、かつ、その当事者がある費用の登録官による裁定を希望する場合は、当該当事者は、(1A)に従い、費用の裁定の日後 1 月以内に、
- (a) 費用請求書の写しを登録官に提出することにより費用の算定を申請し、かつ
 - (b) 同時に、当該費用請求書の写しを算定手続において利害を有する他のすべての者に送付する。
- (1A) (1)の適用上、基準日とは次をいう。
- (a) (b)に従うことを条件として、登録官が発する費用について命令の日、又は
 - (b) 当該費用についての命令に関し審判請求が提起された場合は、当該審判請求が最終的に処理された日
- (2) すべての費用請求書は、3 項目に分けて次を記載する。
- (a) その原因又は事項においてなされた作業(費用の算定に係わるもの以外)
 - (b) 費用の算定に係わってなされた作業
 - (c) その原因又は事項においてなされたすべての支出
- (2A) (2) (a) (b) 及び(c)に基づいて請求される費用は、各項目についての請求額を記載する。
- (2B) 費用請求書は、原因又は事項において関連するすべての出来事、費用の算定において関連するすべての出来事及び支出に関して関連するすべての出来事を、日付を添えて時系列で記載する。
- (3) 費用請求書に記載された項目の何れかについて費用が既に裁定されている場合は、その旨及び裁定金額を示す。
- (4) (1)に従って費用請求書の写しの送達を受けた当事者は、当該請求又はその一部について争うことを希望する場合は、請求書の写しの受領の後 1 月以内に、(5)に従って写しに印を付し、その写しを登録官及び算定を請求する当事者へ送付する。
- (5) 費用請求書の写しへ印を付すことは、その当事者が項目について請求された費用に同意する場合は、各項目の右余白に「同意する」の語を又は当事者が項目について請求された費用に同意しない場合は「同意しない」の語を記入することで有効となる。
- (6) (4)にいう期間の満了したときに、登録官は、算定手続に利害を有する当事者に対し、算定のために指定した日時を通知する。

規則 56C 算定手続

- (1) 算定手続において聴聞を受ける権原のある当事者が算定のために指定された時間に出頭しない場合は、登録官は、算定を進めることができる。
- (2) 登録官は、自己が必要と認める場合は、当該手続を延期することができる。

規則 56D 費用の額

- (1) 附則 4 における規定は、次に関する費用請求書の項目に適用される。
 - (a) その原因又は事項においてなされた作業(費用の算定に係わるもの以外), 及び
 - (b) 費用の算定に係わってなされた作業
- (2) 当該手続において裁定される費用は、当事者らが支出した出費を補償することを意図するものではない。

規則 56E 証明書

費用請求書が算定されたとき、費用の算定を申請した当事者は、様式 HC2 を提出しなければならず、登録官は、算定された費用額について自己の証明書の作成を進める。

第 VIII 部 期間の延長

規則 57 期間の延長請求

- (1) 次の期間, すなわち,
 - (a) 本規則が定める期間, 又は
 - (b) 行為をなし又は手続を行うために登録官が指定する期間は, 関係人又は関係当事者の請求により, 登録官が適切と認める期間につき, かつ, 条件に基づき, 登録官がこれを延長することができる。
- (2) 期間の延長請求をする前に, 延長を求める者は, 次の事項を含む通知を延長により影響される虞のあるすべての者又は当事者に送達する。
 - (a) 延長を請求しようとする同人の意思の陳述, 請求する延長期間及び延長の理由, 及び
 - (b) 申請人又は延長により影響される虞のある者又は当事者の同意書を求める請求
- (3) (1)に基づく請求は, 様式 CM5 又は場合により様式 HC3 により, 問題となっている期間の満了前に行い, 次を添える。
 - (a) (2)にいう通知の写し
 - (b) (2) (b)に基づく請求に従って与えられた各々の書面による同意(あれば), 及び
 - (c) 附則 1 に定められた該当する手数料
- (4) 登録官は, 延長を求める者が次の場合は, 延長の付与を拒絶することができる。
 - (a) 延長の適切かつ十分な理由を示さない場合, 又は
 - (b) (2)にいう通知が延長により影響される虞のあるすべての者又は当事者に送達されたことを登録官の納得のいくように示していない場合
- (5) (2)にいう通知の送達を受けた者又は当事者がその通知日の後 2 週間以内に延長に対して当該人の同意書を出さない又は出すことを拒絶する場合において, 適切かつ十分な理由が延長について示されていると認めるときは, 登録官は, 規則 52A に従う聴聞を行わずに延長を付与することができる。
- (6) (1)から(5)までは, 次の事項には適用されない。
 - (a) 規則 27(3) (b)にいう行為の実行
 - (b) 規則 35 に基づき意匠の登録期間を延長する申請の実行
 - (c) 規則 35C(1)に基づき登録簿から抹消された意匠の回復申請の実行
 - (d) 規則 41 に基づく取消申請への反対陳述書の提出
 - (e) 規則 27(8) (a) 又は規則 52A(8) (a) に基づく登録官の決定理由を求める請求の提出
- (7) 2014 年 11 月 13 日直前に施行の本条規則は, その日前に本条規則に基づいてなされた期間の延長を求める請求に, その日以降も適用され続ける。
- (8) (7)に拘わらず, ある者又は関係当事者により 2014 年 11 月 13 日直前に施行の本条規則に基づいてその日前になされた, 何らかの行為をし又は何らかの手続を行うための特定の期間(本規則に定めるものか登録官が指定するものかを問わず)の延長を求める請求は, 当該人又は当事者により本条規則に基づく日以降になされた期間の更なる延長を求める請求について(3) (c) に基づく納付手数料を決定する上で考慮に入れられる。

規則 58 登録局を原因とする期間の不遵守

- (1) 登録局に雇用されている者の作為又は無為を理由に, ある期間内になし又は講じること

が要求される，意匠登録出願又は登録官に対するその他の手続に関連する行為又は措置がそのようになされない又は講じられなかった場合は，本規則の規定に拘らず，登録官は，当該行為をなし又は措置を講じるための期間を自己が適切とみなす期間まで延長することができる。

(2) 本規則の規定に拘らず，(1)に基づき行為をなす又は措置を講じるための期間は，その期間が満了していても，延長することができる。

第 VIII A 部 電子オンラインシステム

規則 58A 電子オンラインシステムの設置

- (1) 本規則の適用上、電子オンラインシステムを設置する。
- (2) 電子オンラインシステムは、次のものが使用することができる。
 - (a) 何らかの書類(裁判所における手続で送達される通知又は書類以外)を登録官又は登録局に引き渡し、送付し、提出し又は送達する者、及び
 - (b) 何れかの者に通知又はその他の書類(裁判所における手続で送達される通知又は書類以外)を引き渡し、送付し又は送達する登録官又は登録局
- (3) 登録官は次を定める実施指針を発出することができる。
 - (a) 何らかの書類が、(2) (a)に基づき登録官又は登録局に引き渡され、送付され、提出され又は送達されるべき方法
 - (b) 登録官又は登録局が、(2) (a)に基づき何らかの通知又は書類を引き渡し、送付し又は送達することができる方法
 - (c) 電子オンラインシステムのセットアップ、操作及び使用の手順及び条件、及び
 - (d) 電子オンラインシステムにより書類を提出するための手数料が納付されるべき方法

規則 58F 電子出願をする者の義務

何人も、電子オンラインシステムを利用するに際し、本規則及び登録官が発行する実施指針に従うものとする。

規則 58G 署名されるべき、宣誓して作成されるべき等の書類

- (1) 電子オンラインシステムを使用して引き渡され、送付され、提出され又は送達されるべき書類が、署名され、宣誓又は確約により作成されるべき場合は、その署名、宣誓又は確約による作成は、最初の紙書類上で通常の方法によりしなければならない。
- (2) 電子オンラインシステムを使用して引き渡され、送付され、提出され又は送達されるべき書類が認証されるべき場合は、最初の紙書類が認証される通常の方法で認証されなければならない。
- (3) 電子オンラインシステムを使用した当該書類の引渡、送付、提出又は送達は、最初の紙書類の真正かつ完全な電子イメージを送付することにより実行しなければならない。

規則 58H サービス部門

登録官は、職員を任命して 1 以上のサービス部門を創設し、規則 58A(2) (a)にいう書類を登録官又は登録局に引き渡し、送付し、提出し又は送達するために電子オンラインシステムを使用する者の援助をさせることができる。

第 IX 部 雑則

規則 59 就業時間及び非就業日

(1) (3)に従うことを条件として、次の日になされた業務は、その種の業務について非就業日ではない翌日になされたものとして扱う。

- (a) 何れかの日で、その種の業務に係る登録局の就業時間終了後、又は
- (b) その種の業務について非就業日である日

(2) 意匠法に基づく何らかの業務を行う期間がその種の業務を行うことについての非就業日に満了している場合は、その期間は、その種の業務を行うことについての非就業日ではない翌日まで延長される。

(3) 疑義を回避するために、規則 58A(2)にいう取引を実行する期間がその取引を実行することについての非就業日に満了している場合は、その期間は、その取引を実行するための電子オンラインシステムの使用可能性の如何に拘らず、その取引を実行することについての非就業日ではない翌日まで延長される。

(4) 規則 58A(2)にいう何れかの取引の実行に際し、ある書類が、

- (a) 電子オンラインシステムにより登録局に送信され、かつ
- (b) 当該システムによる書類の登録局への送付又は提出の業務について非就業日とされていない日の夜 12 時前に、このような送信を受信するために設けられた当該システムのサーバーにより受信された場合は、

当該書類は、その日のその時刻に登録局に送付又は提出され、かつ、登録局に受領されたものとして扱われる。

(5) (4)の適用上、書類は、その書類を含む送信の最後のバイトが同項にいうサーバーにより受信された場合にのみ、登録局に送付又は提出され、かつ、登録局により受領されたものとみなされる。

(6) 電子オンラインシステムにより書類を送付又は提出する者は、当該システムを通じて発行された送信記録を、次に関する証拠として提出することができる。

- (a) 当該書類の送付又は提出、及び
- (b) 送付又は提出が行われた日時

(7) 規則 6(6)に従うことを条件として、同項にいう書類が、

- (a) ファクシミリ送信により登録官又は登録局に送信され、かつ
- (b) (i) その送信を受信するために登録局が指定したファクシミリ機により、かつ
- (ii) ファクシミリ送信による当該書類の登録局への送付又は提出の業務について非就業日とされていない日の夜 12 時前に受信された場合は、

当該書類は、その日のその時刻に登録局に送付又は提出され、かつ、登録局により受領されたものとして扱われる。

(8) (7)の適用上、

- (a) 書類は、その書類の全部を構成する紙面のすべてが同項にいうファクシミリ機により受信された場合にのみ、登録局に送付又は提出され、かつ、登録局により受領されたものとして扱われ、かつ

(b) 同項にいうファクシミリ機により記録された当該書類の受領日時は、別段の立証がなされるまでは、当該書類が登録局に送付又は提出され、かつ、登録局により受領された日時と

して扱われる。

(9) 意匠法において、特定の種類の業務に関して「非就業日」というときは、その種の業務に関する公衆による取引のためには、登録局が就業していない日を意味する。

規則 60 郵便業務等の中断の場合の期間の延長

(1) 何れかの日において、

(a) シンガポールの郵便業務、

(b) 登録局の運営、又は

(c) 電子オンラインシステムの運用、

に中断が発生した場合は、登録官は、当該日を「中断」があった日として宣言する実施指針を発行することができ、また、何らかの通知、申請又はその他の書類を引渡し、送付し又は提出するために意匠法で定める期間がそのように宣言された日に満了する場合は、当該期間は、そのように宣言された日でない翌日(非就業日を除く)まで延長される。

(2) 登録官が、何らかの通知、申請又はその他の書類が意匠法で定める期間内に引渡されず、送付されず、提出されず又は送達されなかったことが、全面的に又は主としてシンガポールの郵便業務の停止又は遅延に起因していたと判断する場合において、登録官は、自己が適切と認めるときは、指示することができる条件を付して、当該期間を次の日に終了するように延期することができる。

(a) 当該通知、申請又はその他の書類の名宛人により受領された日、又は

(b) その受領日が非就業日である場合は、非就業でない翌日

(3) 登録官は、(2)にいう延長の通知を出す。

規則 60A 事件管理会議

(1) 本規則の如何なる規定にも拘らず、登録官に対する出願又は手続の何れかの段階で、登録官は、登録官が当該事件の正当で迅速かつ経済的な処理のために自己が適切とみなす命令又は指示をすることができるように、出願人又は当事者に対し、事件管理会議に出席するよう指示することができる。

(2) 事件管理会議において、登録官は次をすることができる。

(a) 申請又は手続における問題点の一部又は全部の和解可能性を含め、何らかの事項を考慮すること、及び

(b) 当事者に対し、登録官が要求することがある情報を登録官に提供するよう指示すること

(3) 何れかの当事者が(1)又は(2)に基づき与えられた指示又は命令に従わない場合は、登録官は、次をすることができる。

(a) 当該指示又は命令が当該当事者の開始した申請又は手続に関して与えられたものである場合は、申請又は場合により手続を却下すること、又は

(b) 登録官が適切と考える別の命令を発すること

(4) (1)、(2)又は(3)に基づき登録官が与えた指示又は発した命令は、登録官が適切と考える条件で破棄し又は変更することができる。

(5) 事件管理会議中に又はそれに従って当事者が申請又は手続における紛争事項の一部又は全部の和解に賛同する場合は、登録官は次をすることができる。

(a) 申請又は手続に関し、登録官の決定を出すこと、又は

- (b) 登録官が和解を実行する上で正当であると考え命令を下すこと
- (6) 何れの当事者も事件管理会議に出席しない場合は、登録官は次をすることができる。
- (a) 事件管理会議が当該当事者の開始した申請又はて手続に関係する場合は、申請又は場合により手続を却下すること
- (b) 登録官が適切と考える別の命令を発すること、又は
- (c) 事件管理会議を延期すること
- (7) (6)に基づきある当事者不在のまま登録官が下した命令は、当該当事者の申請により、登録官が適切と考える条件で破棄することができる。
- (8) (3)又は(6)に基づき却下された申請又は手続は、何れかの当事者の申請により、登録官の指示の下に回復することができる。

規則 60B 書類、情報又は証拠を要求する登録官の権限

本規則の如何なる規定にも拘らず、登録官に対する出願又は手続の何れかの段階で、登録官は、登録官が定めることができる期間内に自己が合理的に求めることのできる書類、情報又は証拠を提出するよう出願人又は当事者に対して指示することができる。

規則 60D 裁判所への申請

意匠法に基づき裁判所へ申請する者は速やかに、申請の謄本を登録官に提出する。

規則 61 書類の刊行及び販売

登録官は、登録局による書類及びその書類に関する情報の刊行及び販売を手配することができる。

規則 62 裁判所の命令及び効力証明書

- (1) 意匠法に基づき裁判所又は他の管轄当局が命令を下した場合は、有利な命令を下された者又は複数の者のうちの 1 人は、できる限り速やかに、命令の写しを書面での請求により登録官に提出しなければならない。
- (2) 命令が登録簿の更正又は変更である場合は、登録官は、当該命令に従って登録簿を更正し又は変更しなければならない。
- (3) 裁判所が、意匠法第 43 条に従って、意匠が有効に登録されている旨を証明した場合は、登録意匠の所有者は、登録官に次を送付することにより、当該証明書が登録意匠に対して与えられたものである旨の注記を登録簿に含めるよう登録官に請求することができる。
- (a) 書面による請求
- (b) 証明書の写し

規則 63 費用の担保

- (1) 登録官に対する手続の当事者がシンガポールに居住せず、事業も営んでいない場合は、登録官は、自己が十分と認める様式及び額の費用の担保を供するようその当事者に求めることができる。
- (2) 登録官が、本規則に基づく申請又は請求を行う当事者に費用の担保を供するよう求め、その当事者が登録官の要求を満たさなかった場合は、登録官は、その申請又は請求を放棄し

又は取り下げたものとして処理することができる。

規則 64 翻字及び翻訳

(1) 登録官に引渡し、送付又は提出した書類又は書類の一部が、ローマ字以外の文字による語又は英語以外の言語による語を含む又はこれで構成される場合は、登録官が別段の指示を与えない限り、次を添付する。

- (a) 登録官が納得するような、各語の英語への翻訳及び必要な場合には翻字、及び
- (b) 各語が属する言語に関する陳述

(2) 登録官は随時、自己が納得するように証明又は立証された翻訳又は翻字の写しを自己に提出するよう求めることができる。

規則 65 誤りの訂正

(1) 申請(意匠の登録出願を除く)を行った者による、意匠法第 72A 条にいう誤記又は間違いの訂正を求める請求は、様式 CM4 によりしなければならない。

(2) (1)の適用上、訂正は様式と共に提出される書類又は様式自体上で明瞭に特定しなければならない。

(3) 登録官は、誤謬が存在することに納得するために、登録官が必要とする請求理由の書面による説明又は請求を裏付ける証拠を要求することができる。

(4) (1)は、次のものにおける翻訳若しくは翻字又は誤記の訂正には適用されない。

(a) 次に基づく当事者系手続において提出された書類

(i) 規則 40 から 48 までの何れか、又は

(ii) 規則 49C, 52A(3)若しくは(4), 56A, 56B, 56E 又は 57(1)

(b) 規則 52A(1)又は(8)に基づき提出された様式、又は

(c) 規則 27(3)(b)に基づき申請又は規則 27(8)(a)に基づき請求のために提出された様式

(5) (4)(a)にいう手続に関し誤りの訂正の請求は、書面により登録官に行う。

規則 65A 不備

手続における何らかの不備であって、登録官の見解では、何れの者又は当事者の利害も害さないものは、登録官が指示する条件で訂正することができる。

規則 66 名称又は住所の変更申請

(1) 何人かが、登録簿又は登録官に引渡し、送付若しくは提出した書類に記載された自己の名称の変更を求める場合は、その請求は様式 CM2 にて行う。

(2) 何人かが、登録簿又は登録官に引渡し、送付若しくは提出した書類に記載された自己の住所又は送達宛先の変更を求める場合は、その請求は様式 CM2 にて行う。

(4) 名称又は宛先の変更請求が許容できるものであると登録官が判断する場合は、登録官は、登録簿又は場合により書類を修正する。

規則 66A 意匠公報

(1) 登録官は、意匠公報という名称の定期刊行物を発行し、これには次を含める。

(a) 規則 28 に基づき当該公報において公告することが求められている事項

- (c) 登録官が適切と認めるその他の情報
- (2) 意匠公報は，登録官が別段の指示をしない限り，月刊とする。

第 X 部 経過規定

規則 68 情報に対する権利

- (1) 関連意匠の登録期間の最初の登録期間の満了からの延長後に、かつ、ある者が請求を提出し附則 1 にいう適切な手数料を支払った場合は、登録官は、登録期間の延長申請(意匠の表示、見本又は試料を含む)に関して次のことを行う。
 - (a) 請求を行う者に請求に定める情報を与えること、及び
 - (b) その者に請求に定める書類の閲覧を許可すること
- (2) 規則 30(3)及び(4)は、必要な修正を加えて、本条規則に基づく書類の閲覧に関して適用される。

附則 1 手数料(省略)

附則 2 様式の説明(省略)

附則 4 費用の額(省略)